

石岡市建設コンサルタント業務の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱の一部を
改正する告示

石岡市建設コンサルタント業務の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱（令和4年石岡市告示第101号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号中「10分の4.8」を「10分の5.0」に、同項第4号中「10分の4.5」を「10分の5.0」に、同項第5号中「10分の4.8」を「10分の5.0」に、同条第2項中「10分の8」を「10分の8.1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年5月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石岡市建設コンサルタント業務の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱の規定は、この告示の施行の日以後に新たに公告又は指名通知した競争入札について適用し、同日前に公告又は指名通知した競争入札については、なお従前の例による。